包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格

レベル1（基礎／CPCS-1）に係る細則

平成27年8月1日

（目的）

第１条　この細則は，包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格に関する規程第５条の規定のうち，レベル1（基礎／CPCS-1，以下「CPCS-１」という。）に係る資格認定に必要な要件，申請手続等を定めることを目的とする。

（CPCS-１の資格取得要件）

第２条　認定を受けることができる者は，包括システムについて，正しい実施と記録を行うことができ，コーディングの基礎を理解し，構造一覧表を自分で作成することができる者とする。

２　認定を受けようとする者は，包括システムによる日本ロールシャッハ学会（Japan Rorschach Society for the Comprehensive System 略称JRSC）が主催する基礎研修を受講しなければならない。

３　基礎研修は，JRSCの学会員（以下「学会員」という。）でなくても受講することができるが，その場合には，次のいずれかの条件を満たす者とする。

（１）対人援助専門職者であり，守秘義務を有する者

（２）臨床心理学コースあるいは関連分野に在籍する大学院生かその修了生

（資格取得要件の例外）

第３条　本制度発足時点でJRSCが主催する研修会又はワークショップの講師歴があり，JRSCの常任理事会又は理事会で承認された者は，申請の際に基礎研修の受講が免除される。

（基礎研修）

第４条　CPCS-１の取得のための基礎研修は，別紙のとおりとする。

（申請手続）

第５条　申請者は，学会員でなければならない。

２　申請者は，所定の申請用紙に必要事項を記入の上，必要書類を添付して提出する。

３　申請者は，申請の時点で，資格審査料を支払う。

（資格審査）

第６条　申請者は，包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格審査委員会の審査を経て，常任理事会又は理事会の審議によりCPCS-１が認定される。

（交付される証書等）

第７条　資格の認定を受けた者には，CPCS-１認定証書及び認定番号が交付される。

２　交付された証書等は更新の要なく，保持できる。

（受講料及び資格審査費用）

第８条　基礎研修の受講料は，単位A・C・Dについては，それぞれ学会員4,000円，非会員8,000円とする。単位Bについては，学会員8,000円，非会員16,000円とする。

２　資格審査料は，10,000円とする。

（細則の改正）

第９条　本細則の改正は，常任理事会又は理事会の承認を得るものとする。